

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1

氏名 高嶺清掃 株式会社

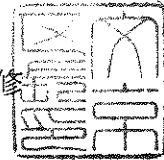
代表取締役 関川 泰子

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第59条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成23年3月28日

文京区長 成澤 廣修



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 事業の種類 (収集・運搬、資源物の回収・積替えを除く。)

3 運搬先 (指定処理施設
特別区内の指定引取場所)

4 作業場所 文京区の区域内

5 許可期間 平成23年4月1日 から
平成25年3月31日 まで

6 許可の条件

作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

特定家庭用機器再商品化法対象物の運搬先である、「特別区内の指定引取場所」については、「運搬」の許可を有する区に所在する指定引取場所に限る。

コンテナ車については、汚水を含み、又は悪臭を発生するおそれがあるものを運搬しないこと。

この許可に不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文京区長に対して、書面をもって異議申立てをすることができます。また、この許可の取消しを求める訴えは、この許可の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として(訴訟において区を代表する者は区長になります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この許可の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。